

委任状

令和7年度 公益社団法人大阪府看護協会通常総会議決事項(提出議題)

- 第一号議案 公益法人制度改革に伴う定款の一部改正について（案）
第二号議案 入会金の廃止及び定款の関連条項の改正について（案）
第三号議案 拠点の統合について（案）
第四号議案 会費の改定について（案）
第五号議案 令和6年度 決算報告及び監査報告
第六号議案 令和7年度 改選役員の選出及び推薦委員の選任
令和8年度 日本看護協会代議員及び予備代議員の選出

公益社団法人大阪府看護協会 定款 第21条に基づき、令和7年度公益社団法人大阪府看護協会通常総会議決事項（提出議題）と令和8年度日本看護協会代議員及び予備代議員の選出についての議決権の行使を、

1. 会長（会長に事故あるとき又は欠けたときは副会長*）
または、 _____ に委任します。
2. 代理人 _____（府会員番号： _____）

（いずれかに○を付け、代理人に委任する場合は氏名を記入してください。）

令和 7年 月 日

①会員氏名

㊞

②大阪府会員番号

（ 6ケタ ）

--	--	--	--	--	--

住所

委任状は6月12日(木) 必着 <当日持参不可>

㊞がない場合、無効となります。

記載要領

- ① 「会員氏名」の「㊞」欄は必ず押印してください。
② 会員番号は大阪府看護協会会員番号（6ケタ）をご記入ください。入会手続き中で会員番号がわからない場合は、「手続き中」とご記入下さい。※議決権の行使を委任することができる会員は、令和7年度会員が対象となります。
③ * 2名の副会長の順位は理事会で定められた順になります。

参照条文〔定款の抜粋〕

- （定足数） 第19条 総会は、すべての正会員の過半数の出席をもって成立する。
（決議） 第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（委任） 第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、議決権の行使を委任した者は出席したものとみなす。